

【新】 過 疎 方 針

奈良県過疎地域持続的発展方針
(令和3～7年度)

令和3年9月
令和4年4月改定

奈 良 県

【旧】 過 疎 方 針

奈良県過疎地域持続的発展方針
(令和3～7年度)

令和3年9月

奈 良 県

【新】 過疎方針

目 次

はじめに	1
I 基本的な事項	1
1 過疎地域の現状と課題	1
(1) 地域指定の状況	1
(2) 過疎市町村の人口の動向等	3
(3) これまでの過疎対策の実施状況	5
(4) 過疎地域等の現状及び課題	5
2 過疎地域持続的発展の基本的方向	9
3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画との関連	10
II 分野別取組方針	11
1 移住・定住、地域間交流の促進及び人材育成	11
(1) 移住・定住の促進	11
(2) 地域間交流の促進	11
(3) 人材育成	11
2 産業の振興	12
(1) 産業振興の方針	12
(2) 農林水産業の振興	12
(3) 地域産業の振興	13
(4) 企業立地の促進	13
(5) 起業の促進	13
(6) 商業の振興	14
(7) 観光・レクリエーション	14
(8) 家業の継承	14
3 地域における情報化	15
(1) 情報通信基盤の整備	15
(2) 情報通信技術の有効活用	15
(3) 地域デジタル化の推進	15
4 交通施設の整備及び交通手段の確保	15
(1) 道路インフラの整備促進	15
(2) 国道、県道及び市町村道の整備	15
(3) 農道及び林道の整備	16
(4) 交通確保対策	16
5 生活環境の整備	16
(1) 生活環境の整備の方針	16
(2) 簡易水道、汚水処理施設等の整備	17
(3) 消防・救急体制の強化	17
(4) 警察施設の機能強化	17
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	18
(1) 保健及び福祉の向上及び増進の方針	18
(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	18
(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	18

【旧】 過疎方針

目 次

はじめに	1
I 基本的な事項	1
1 過疎地域の現状と課題	1
(1) 地域指定の状況	1
(2) 過疎市町村の人口の動向等	3
(3) これまでの過疎対策の実施状況	5
(4) 過疎地域等の現状及び課題	5
2 過疎地域持続的発展の基本的方向	9
3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画との関連	10
II 分野別取組方針	11
1 移住・定住、地域間交流の促進及び人材育成	11
(1) 移住・定住の促進	11
(2) 地域間交流の促進	11
(3) 人材育成	11
2 産業の振興	12
(1) 産業振興の方針	12
(2) 農林水産業の振興	12
(3) 地域産業の振興	13
(4) 企業立地の促進	13
(5) 起業の促進	13
(6) 商業の振興	14
(7) 観光・レクリエーション	14
(8) 家業の継承	14
3 地域における情報化	15
(1) 情報通信基盤の整備	15
(2) 情報通信技術の有効活用	15
(3) 地域デジタル化の推進	15
4 交通施設の整備及び交通手段の確保	15
(1) 道路インフラの整備促進	15
(2) 国道、県道及び市町村道の整備	15
(3) 農道及び林道の整備	16
(4) 交通確保対策	16
5 生活環境の整備	16
(1) 生活環境の整備の方針	16
(2) 簡易水道、汚水処理施設等の整備	17
(3) 消防・救急体制の強化	17
(4) 警察施設の機能強化	17
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	18
(1) 保健及び福祉の向上及び増進の方針	18
(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	18
(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	18

【新】 過 疎 方 針

7 医療の確保	19
(1)医療の確保の方針	19
(2)救急医療対策	19
(3)特定診療科に係る医療確保対策	19
8 教育の振興	19
(1)教育の振興方針	19
(2)郷土教育の充実	20
(3)教育環境の整備や教育内容・教育方法の充実	20
(4)教育・文化施設等の整備	20
9 集落の整備	20
(1)市町村との連携協定の締結	20
(2)交流のまち(郷・里)づくり	21
(3)移住・定住のまち(郷・里)づくり	21
(4)集落の再編整備	21
(5)彩りの庭づくりの推進	21
10 地域文化の振興等	21
(1)地域文化の振興等の方針	21
(2)地域文化の振興等に係る施策の展開	22
11 再生可能エネルギー利用の推進	22
(1)環境にやさしいエネルギーの利活用による地域活力の向上	22
(2)緊急時エネルギー対策の推進	22
(3)エネルギーをかしこく使うライフスタイルの推進	22

【旧】 過 疎 方 針

7 医療の確保	19
(1)医療の確保の方針	19
(2)救急医療対策	19
(3)特定診療科に係る医療確保対策	19
8 教育の振興	19
(1)教育の振興方針	19
(2)郷土教育の充実	20
(3)教育環境の整備や教育内容・教育方法の充実	20
(4)教育・文化施設等の整備	20
9 集落の整備	20
(1)市町村との連携協定の締結	20
(2)交流のまち(郷・里)づくり	21
(3)移住・定住のまち(郷・里)づくり	21
(4)集落の再編整備	21
(5)彩りの庭づくりの推進	21
10 地域文化の振興等	21
(1)地域文化の振興等の方針	21
(2)地域文化の振興等に係る施策の展開	22
11 再生可能エネルギー利用の推進	22
(1)環境にやさしいエネルギーの利活用による地域活力の向上	22
(2)緊急時エネルギー対策の推進	22
(3)エネルギーをかしこく使うライフスタイルの推進	22

【新】 過疎方針

【旧】 過疎方針

奈良県の過疎地域

奈良県の過疎地域



【新】 過疎方針

【旧】 過疎方針

はじめに

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題

(1) 地域指定の状況

本県は、北西部の大和平野地域、東部の大和高原地域、その他の南部地域として地勢上区分される。

本県人口は、平成12年まで急激な増加を続けてきたが、この主たる要因は大和平野地域における社会増によるものであり、一方で、過疎市町村を多く含む大和高原地域及び南部地域では、継続的に人口が減少する過疎化現象を呈してきた。

過疎市町村の面積は約 2,865 k㎡で、県全体の約 7.8%を占めているにもかかわらず、令和2年の国勢調査人口は 124,829 人と、全県人口の約 9.4%を占めるにすぎない。さらに、過疎市町村の面積のうち約 8.9%が林野であり、可住地は極めて限定されている。また、平成30～令和2年度の3カ年平均財政力指数をみても、過疎市町村の平均は 0.221 で、財政基盤は極めて脆弱である。

はじめに

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題

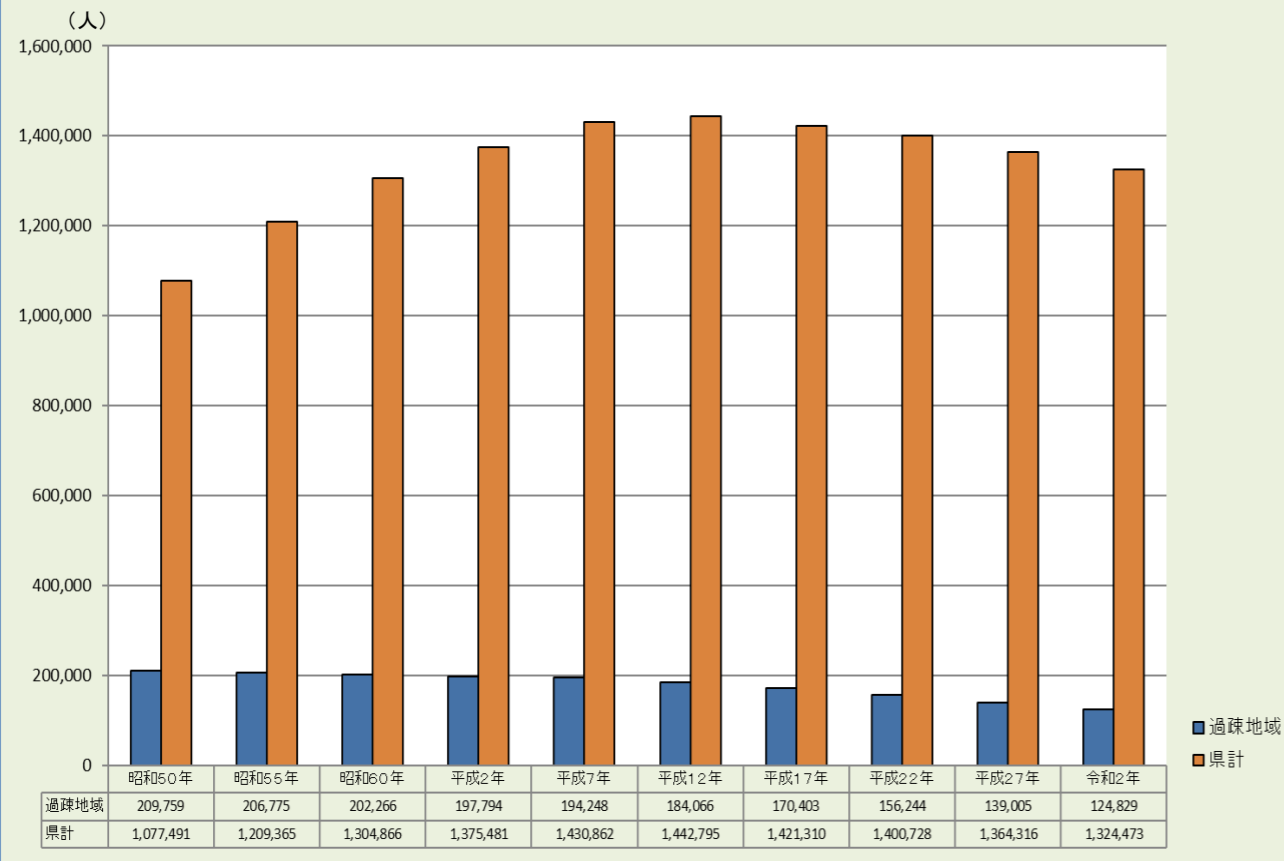
(1) 地域指定の状況

本県は、北西部の大和平野地域、東部の大和高原地域、その他の南部地域として地勢上区分される。

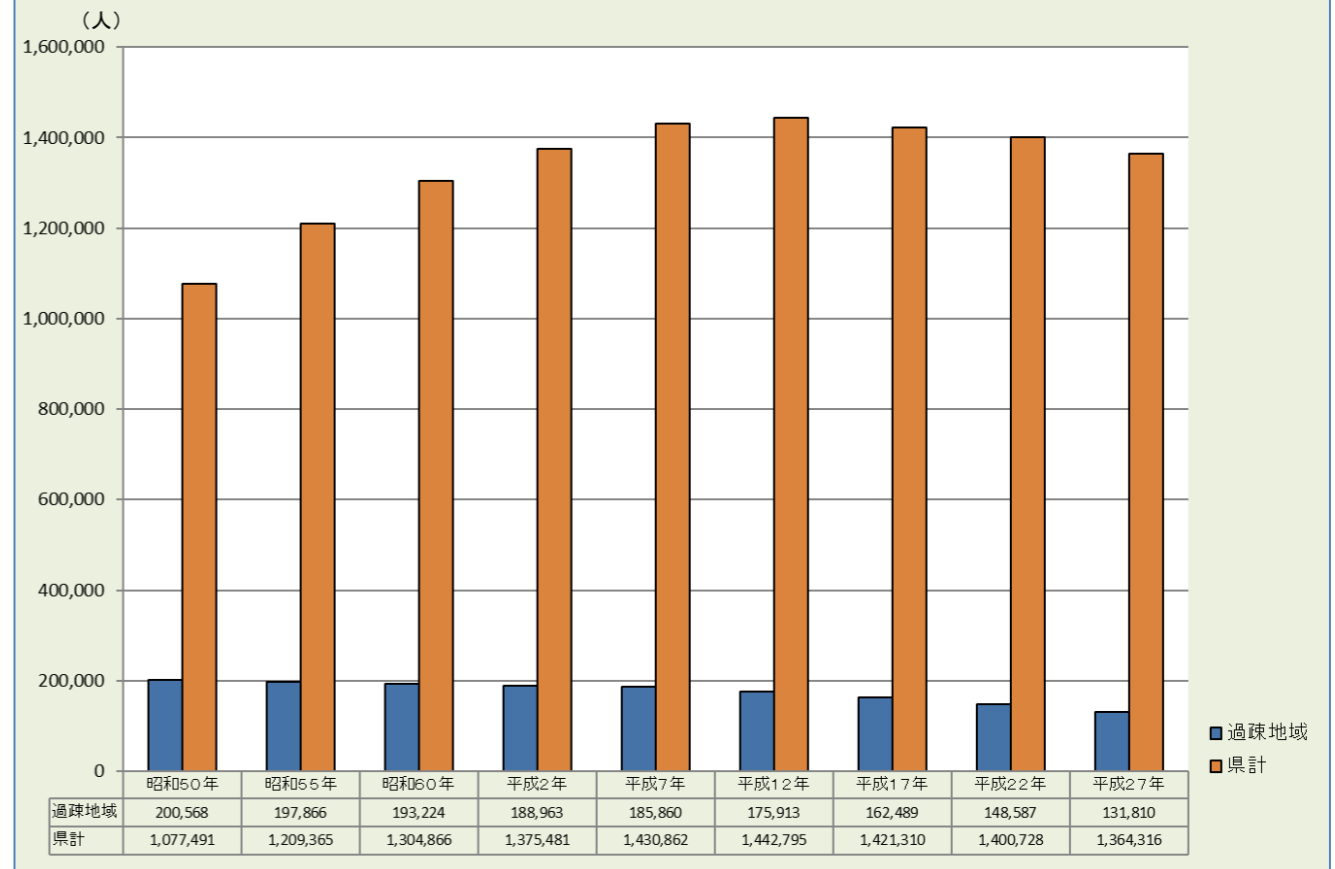
本県人口は、平成12年まで急激な増加を続けてきたが、この主たる要因は大和平野地域における社会増によるものであり、一方で、過疎市町村を多く含む大和高原地域及び南部地域では、継続的に人口が減少する過疎化現象を呈してきた。

過疎市町村の面積は約 2,839 k㎡で、県全体の約 7.7%を占めているにもかかわらず、平成27年の国勢調査人口は 131,810 人と、全県人口の約 9.7%を占めるにすぎない。さらに、過疎市町村の面積のうち約 8.9%が林野であり、可住地は極めて限定されている。また、平成29～令和元年度の3カ年平均財政力指数をみても、過疎市町村の平均は 0.233 で、財政基盤は極めて脆弱である。

過疎地域と県全体の人口推移



過疎地域と県全体の人口推移



【新】 過疎方針

令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき令和4年4月1日に公示された本県の過疎地域は19市町村となっている。

過疎市町村 五條市、御所市、宇陀市 （3市）
 三宅町、高取町、吉野町、下市町 （4町）
 山添村、曾爾村、御杖村、明日香村、黒滝村、天川村、
 野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村 （12村）

公示年月日	公示市町村	適用条文
平成12年4月1日	室生村、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、西吉野村、天川村、野迫川村、大塔村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	法第2条第1項
平成14年4月1日	菟田野町	法第2条第1項
平成17年9月25日	五條市の一部（西吉野村及び大塔村の五條市への編入合併による）	法第33条第1項
平成18年1月1日	宇陀市の一部（菟田野町及び室生村を含む宇陀郡4町村の合併による）	法第33条第2項
平成22年4月1日	山添村	法第2条第1項
平成29年4月1日	五條市（全部過疎）、御所市、宇陀市（全部過疎）、三宅町、明日香村	法第2条第1項
令和3年4月1日	変更なし（18市町村）	法第2条第1項
令和4年4月1日	高取町	法第2条第1項

【旧】 過疎方針

令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき公示された本県の過疎地域は18市町村となっている。

過疎市町村 五條市、御所市、宇陀市 （3市）
 三宅町、吉野町、下市町 （3町）
 山添村、曾爾村、御杖村、明日香村、黒滝村、天川村、
 野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村 （12村）

公示年月日	公示市町村	適用条文
平成12年4月1日	室生村、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、西吉野村、天川村、野迫川村、大塔村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	法第2条第1項
平成14年4月1日	菟田野町	法第2条第1項
平成17年9月25日	五條市の一部（西吉野村及び大塔村の五條市への編入合併による）	法第33条第1項
平成18年1月1日	宇陀市の一部（菟田野町及び室生村を含む宇陀郡4町村の合併による）	法第33条第2項
平成22年4月1日	山添村	法第2条第1項
平成29年4月1日	五條市（全部過疎）、御所市、宇陀市（全部過疎）、三宅町、明日香村	法第2条第1項
令和3年4月1日	変更なし（18市町村）	法第2条第1項

【新】 過疎方針

(2) 過疎市町村の人口の動向等

過疎市町村に対しては、過疎地域対策緊急措置法等により、道路をはじめとする社会資本、生活環境の整備、産業の振興及び福祉・医療の充実等各種の過疎対策事業を実施してきた。

この結果、昭和50年以降の人口減少は、全国的な傾向と比較して緩やかな減少傾向を示していたが、平成7年から令和2年にかけて人口減少率が大幅に拡大し、依然として過疎市町村の減少傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

さらに、近年は社会減に加えて少子化の影響もあり、自然減が拡大傾向にある。

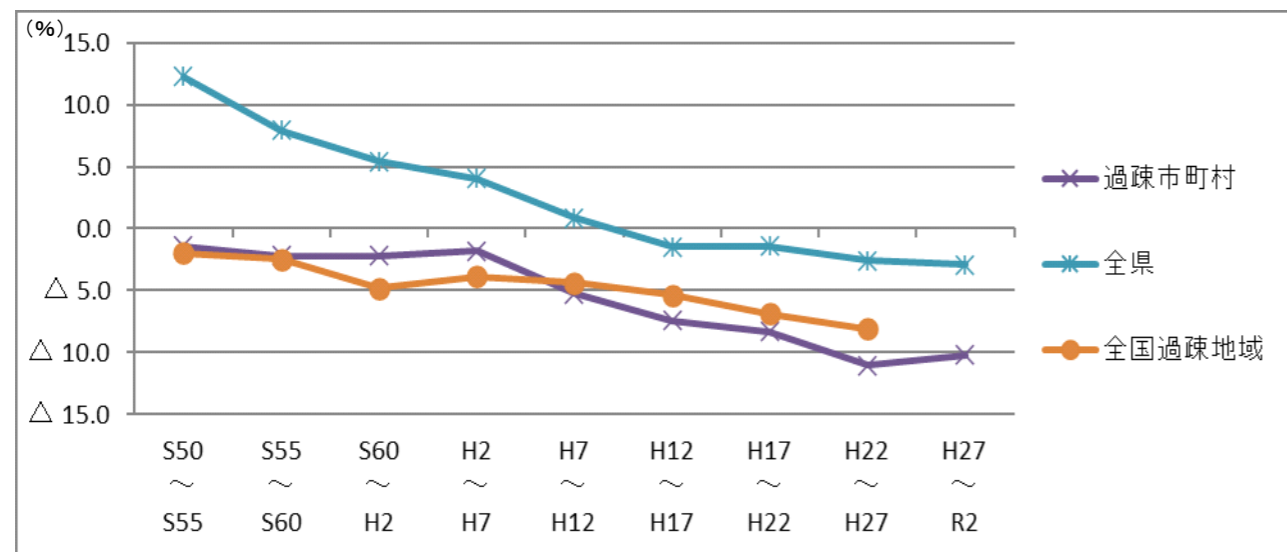
人口構成について見てみると、高齢者（65歳以上）比率は年々増加するなど、高齢化が加速傾向にあるとともに、若年者（15歳以上30歳未満）数及び若年者比率も年々減少しており、より一層地域社会の活力の低下が進行している。

◇過疎市町村の人口減少率の動向（資料：国勢調査）

[単位：%]

	S50 ～ S55	S55 ～ S60	S60 ～ H2	H2 ～ H7	H7 ～ H12	H12 ～ H17	H17 ～ H22	H22 ～ H27	H27 ～ R2	S50 ～ H27	S55 ～ R2
過疎市町村	△ 1.4	△ 2.2	△ 2.2	△ 1.8	△ 5.2	△ 7.4	△ 8.3	△ 11.0	△ 10.2	△ 33.7	△ 39.6
全県	12.2	7.9	5.4	4.0	0.8	△ 1.5	△ 1.5	△ 2.6	△ 2.9	26.6	9.5
全国過疎地域	△ 2.0	△ 2.5	△ 4.8	△ 3.9	△ 4.4	△ 5.4	△ 6.9	△ 8.1		△ 32.4	

※全国過疎地域の状況については、令和2年4月1日現在の817市町村に係るものである。



【旧】 過疎方針

(2) 過疎市町村の人口の動向等

過疎市町村に対しては、過疎地域対策緊急措置法等により、道路をはじめとする社会資本、生活環境の整備、産業の振興及び福祉・医療の充実等各種の過疎対策事業を実施してきた。

この結果、昭和50年以降の人口減少は、全国的な傾向と比較して緩やかな減少傾向を示していたが、平成7年から平成27年にかけて人口減少率が大幅に拡大し、依然として過疎市町村の減少傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

さらに、近年は社会減に加えて少子化の影響もあり、自然減が拡大傾向にある。

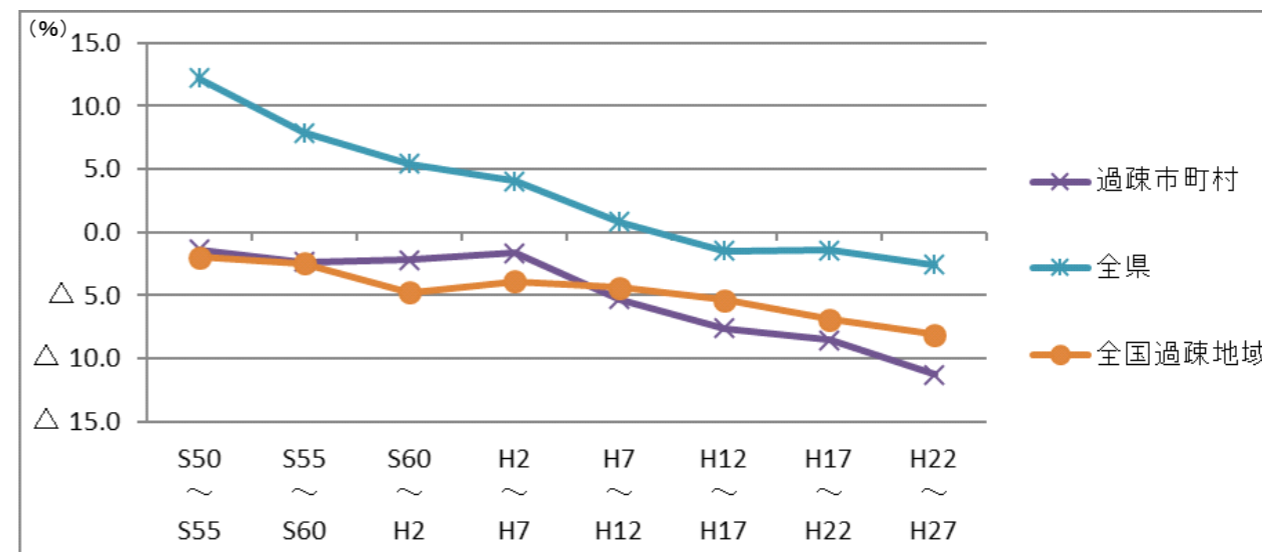
人口構成について見てみると、高齢者（65歳以上）比率は年々増加するなど、高齢化が加速傾向にあるとともに、若年者（15歳以上30歳未満）数及び若年者比率も年々減少しており、より一層地域社会の活力の低下が進行している。

◇過疎市町村の人口減少率の動向（資料：国勢調査）

[単位：%]

	S50 ～ S55	S55 ～ S60	S60 ～ H2	H2 ～ H7	H7 ～ H12	H12 ～ H17	H17 ～ H22	H22 ～ H27	S50 ～ H27	S55 ～ H27
過疎市町村	△ 1.4	△ 2.4	△ 2.2	△ 1.6	△ 5.4	△ 7.6	△ 8.6	△ 11.3	△ 34.3	△ 33.4
全県	12.2	7.9	5.4	4.0	0.8	△ 1.5	△ 1.5	△ 2.6	26.6	12.8
全国過疎地域	△ 2.0	△ 2.5	△ 4.8	△ 3.9	△ 4.4	△ 5.4	△ 6.9	△ 8.1	△ 32.4	△ 31.1

※全国過疎地域の状況については、令和2年4月1日現在の817市町村に係るものである。

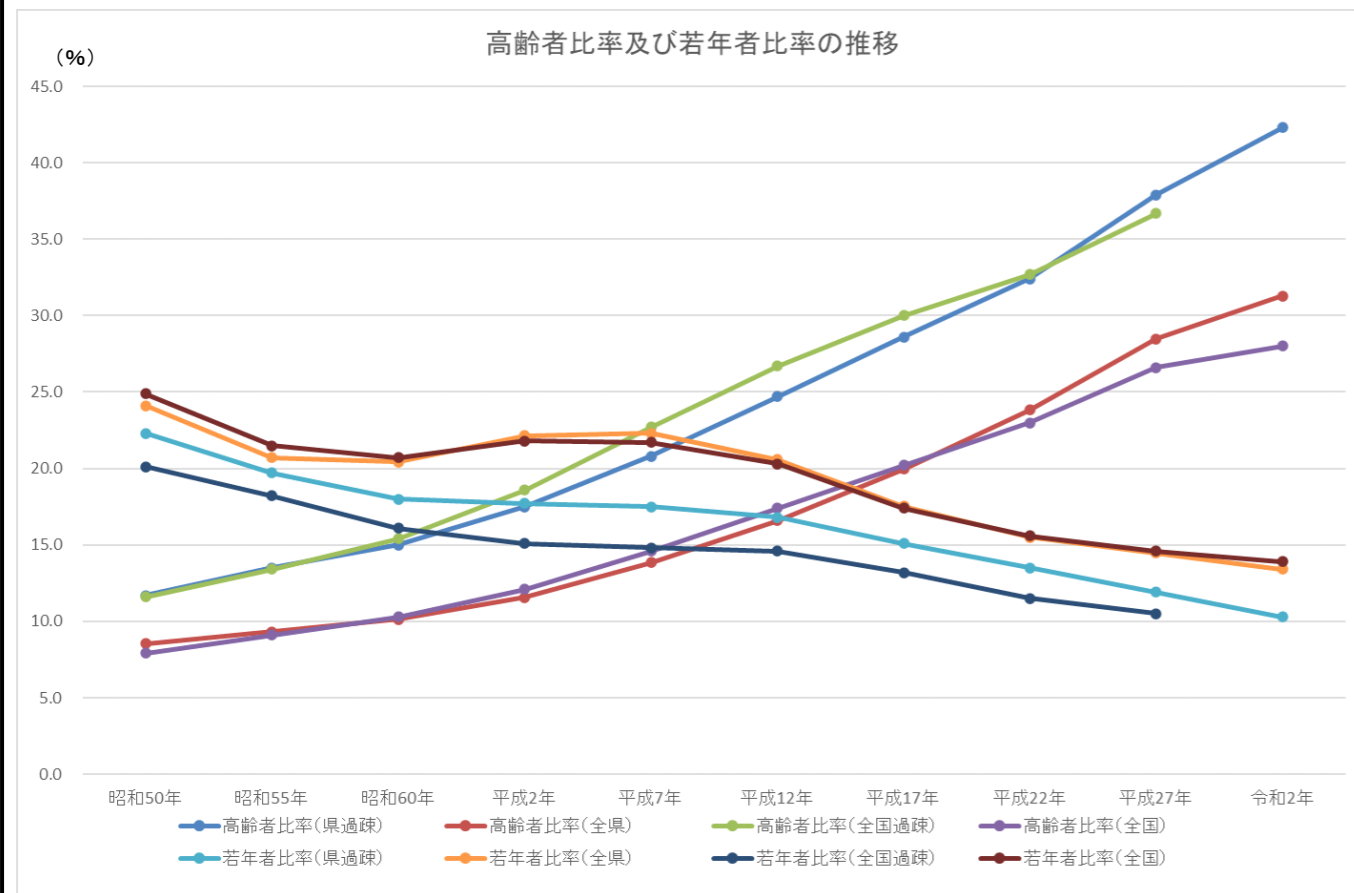


【新】 過疎方針

【旧】 過疎方針

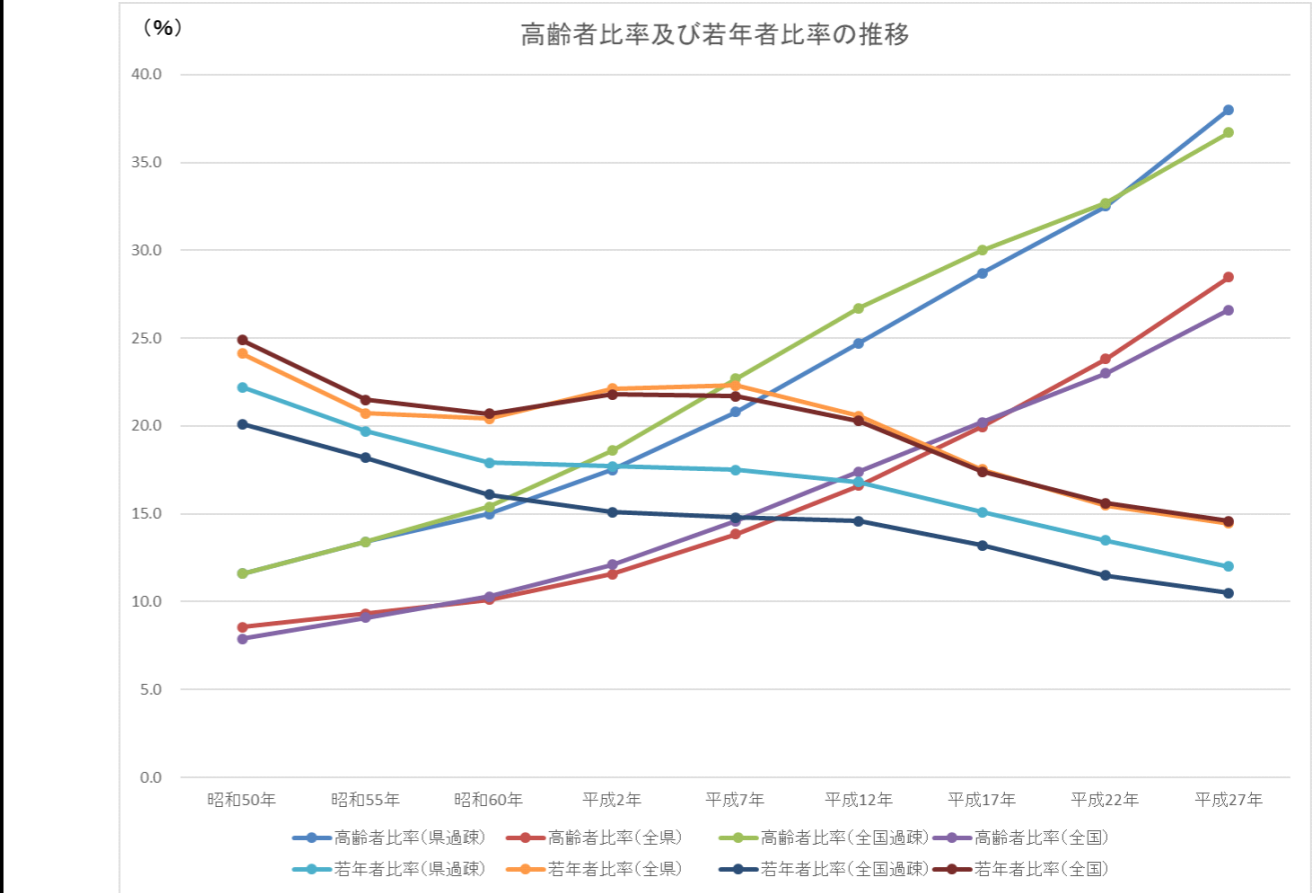
◇高齢者比率及び若年者比率の推移(資料:国勢調査) [単位:%]

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者比率(県過疎)	11.7	13.5	15.0	17.5	20.8	24.7	28.6	32.4	37.9	42.3
高齢者比率(全県)	8.5	9.3	10.1	11.6	13.9	16.6	19.9	23.8	28.5	31.3
高齢者比率(全国過疎)	11.6	13.4	15.4	18.6	22.7	26.7	30.0	32.7	36.7	
高齢者比率(全国)	7.9	9.1	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	28.0
若年者比率(県過疎)	22.3	19.7	18.0	17.7	17.5	16.8	15.1	13.5	11.9	10.3
若年者比率(全県)	24.1	20.7	20.4	22.1	22.3	20.6	17.5	15.5	14.5	13.4
若年者比率(全国過疎)	20.1	18.2	16.1	15.1	14.8	14.6	13.2	11.5	10.5	
若年者比率(全国)	24.9	21.5	20.7	21.8	21.7	20.3	17.4	15.6	14.6	13.9



◇高齢者比率及び若年者比率の推移(資料:国勢調査) [単位:%]

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者比率(県過疎)	11.6	13.4	15.0	17.5	20.8	24.7	28.7	32.5	38.0
高齢者比率(全県)	8.5	9.3	10.1	11.6	13.9	16.6	19.9	23.8	28.5
高齢者比率(全国過疎)	11.6	13.4	15.4	18.6	22.7	26.7	30.0	32.7	36.7
高齢者比率(全国)	7.9	9.1	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6
若年者比率(県過疎)	22.2	19.7	17.9	17.7	17.5	16.8	15.1	13.5	12.0
若年者比率(全県)	24.1	20.7	20.4	22.1	22.3	20.6	17.5	15.5	14.5
若年者比率(全国過疎)	20.1	18.2	16.1	15.1	14.8	14.6	13.2	11.5	10.5
若年者比率(全国)	24.9	21.5	20.7	21.8	21.7	20.3	17.4	15.6	14.6



【新】 過疎方針

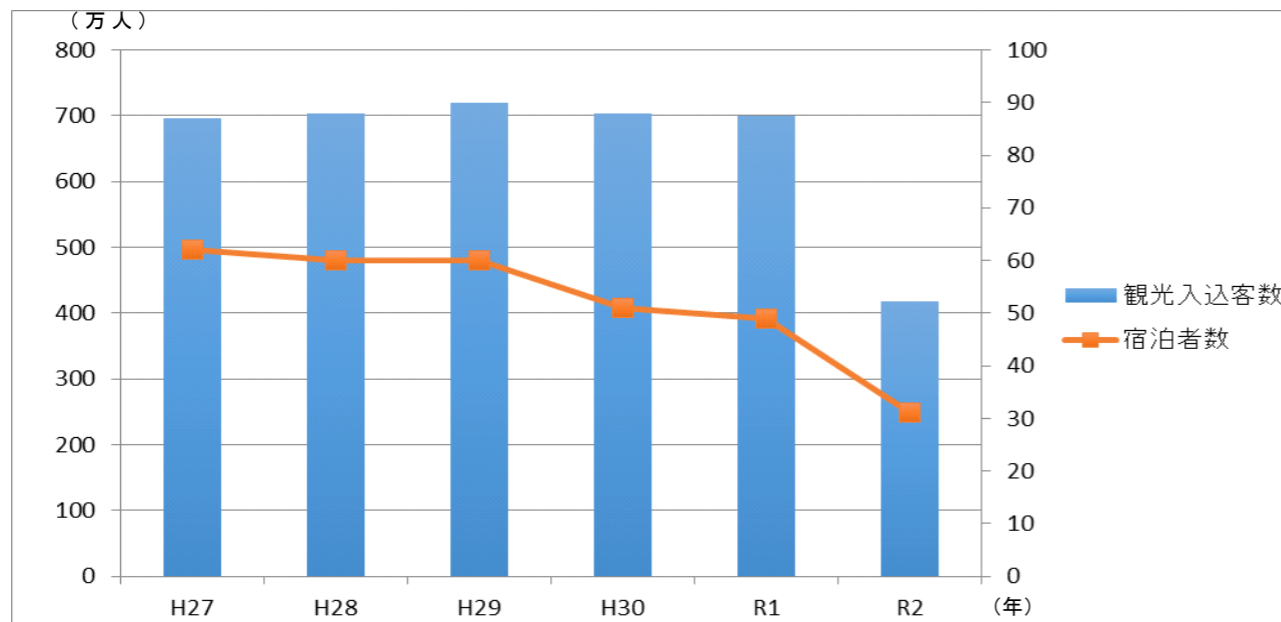
(3) これまでの過疎対策の実施状況

(4) 過疎地域等の現状及び課題

(ア) 観光客の動向

平成23年9月の紀伊半島大水害で一時的に落ち込んだ観光入込客数は、積極的な観光プロモーションの実施等、様々な取組により、一定回復したが、近年は地震や大雨、猛暑等の自然災害の影響もあり横ばい傾向であった。令和2年においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少している。

宿泊者数は、横ばい傾向であったが近年では、台風等の自然災害や施設の一部休業の影響により減少していた。令和2年においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少している。



(イ) 観光客数の季節的偏り

(ウ) 宿泊客の発地状況

(エ) 観光資源

(オ) 交通アクセス

【旧】 過疎方針

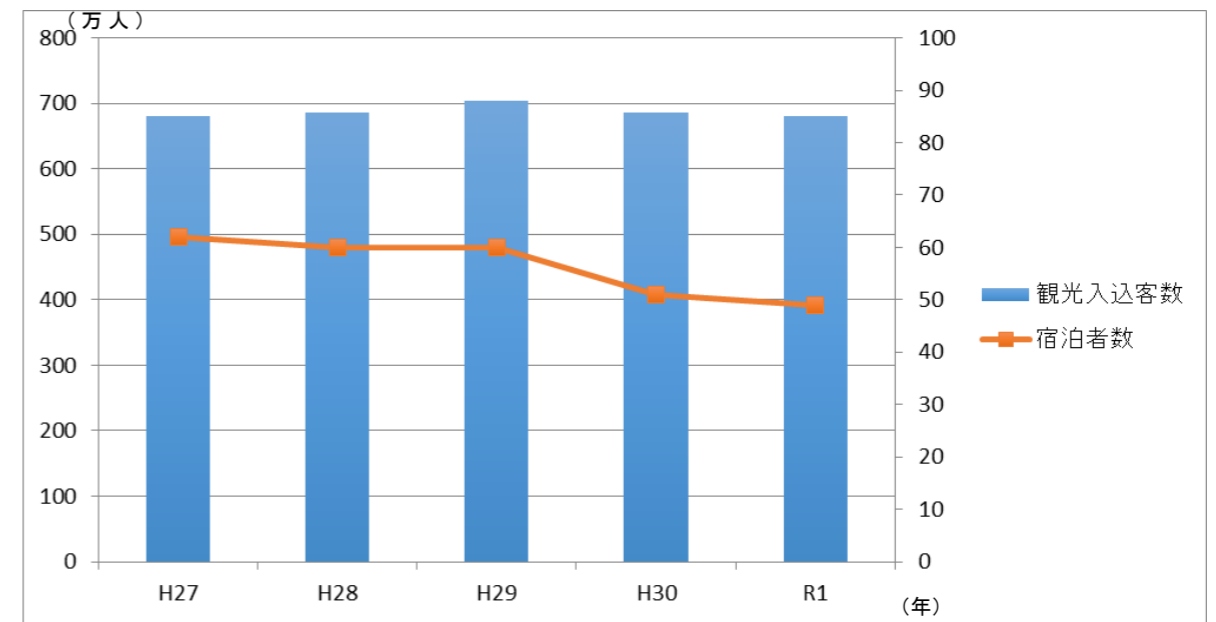
(3) これまでの過疎対策の実施状況

(4) 過疎地域等の現状及び課題

(ア) 観光客の動向

平成23年9月の紀伊半島大水害で一時的に落ち込んだ観光入込客数は、積極的な観光プロモーションの実施等、様々な取組により、一定回復したが、近年は地震や大雨、猛暑等の自然災害の影響もあり横ばい傾向である。

宿泊者数は、横ばい傾向であったが近年では、台風等の自然災害や施設の一部休業の影響により減少している。



(イ) 観光客数の季節的偏り

(ウ) 宿泊客の発地状況

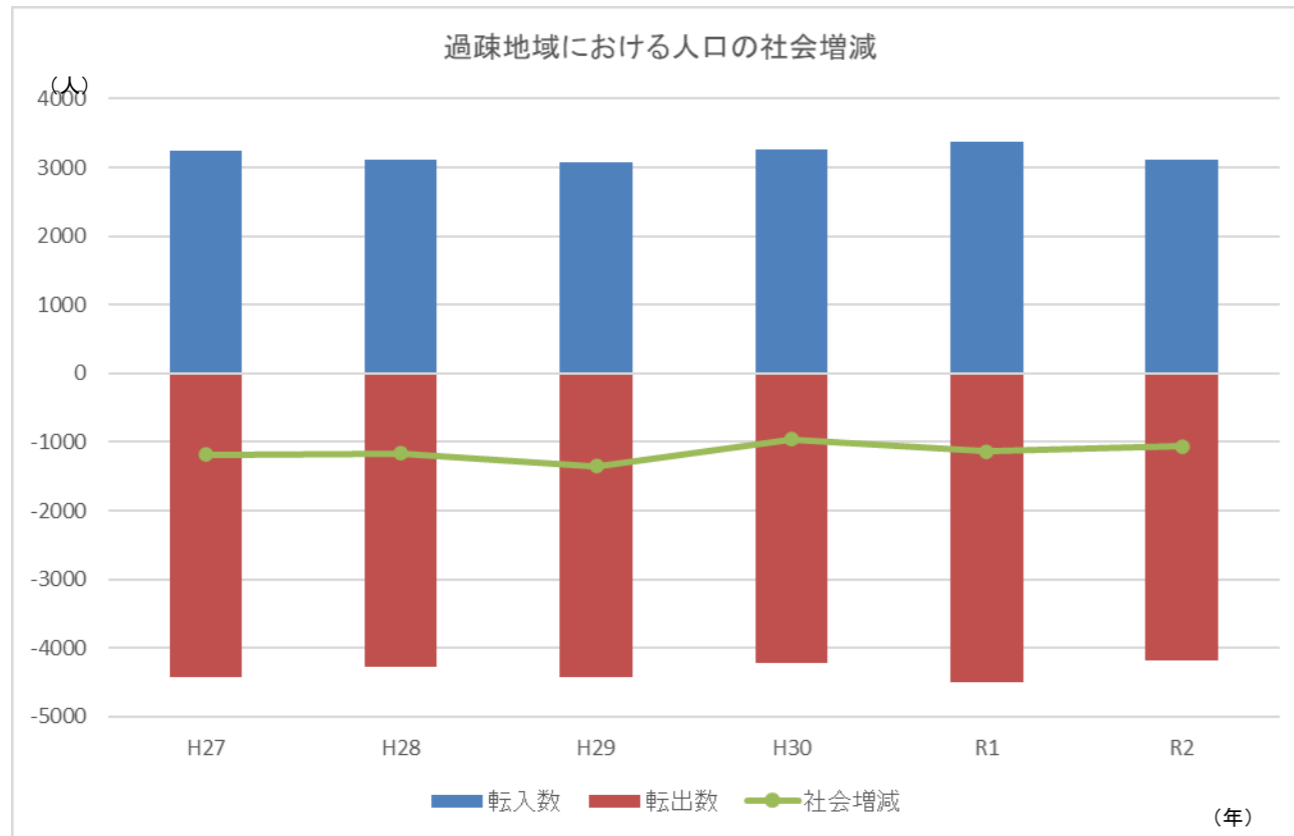
(エ) 観光資源

(オ) 交通アクセス

【新】 過疎方針

(カ)人口の社会増減

社会増減は、転出数が転入数を年間1,000人以上、上回る状況が続いている。地域を維持するためには、転出者を減らし、転入者を増やす必要がある。全国的に、都市部から農山村地域への移住を希望する人も増えているが、実際に移住するにあたっては、仕事や住まいなどに不安を持つ人も多いことから、地域での暮らしがイメージできるような情報の提供、市町村や地域と一体となった対応が課題となっている。



(キ)産業・雇用の状況

(ク)医療・福祉の状況

(ケ)教育の状況

(コ)道路の状況

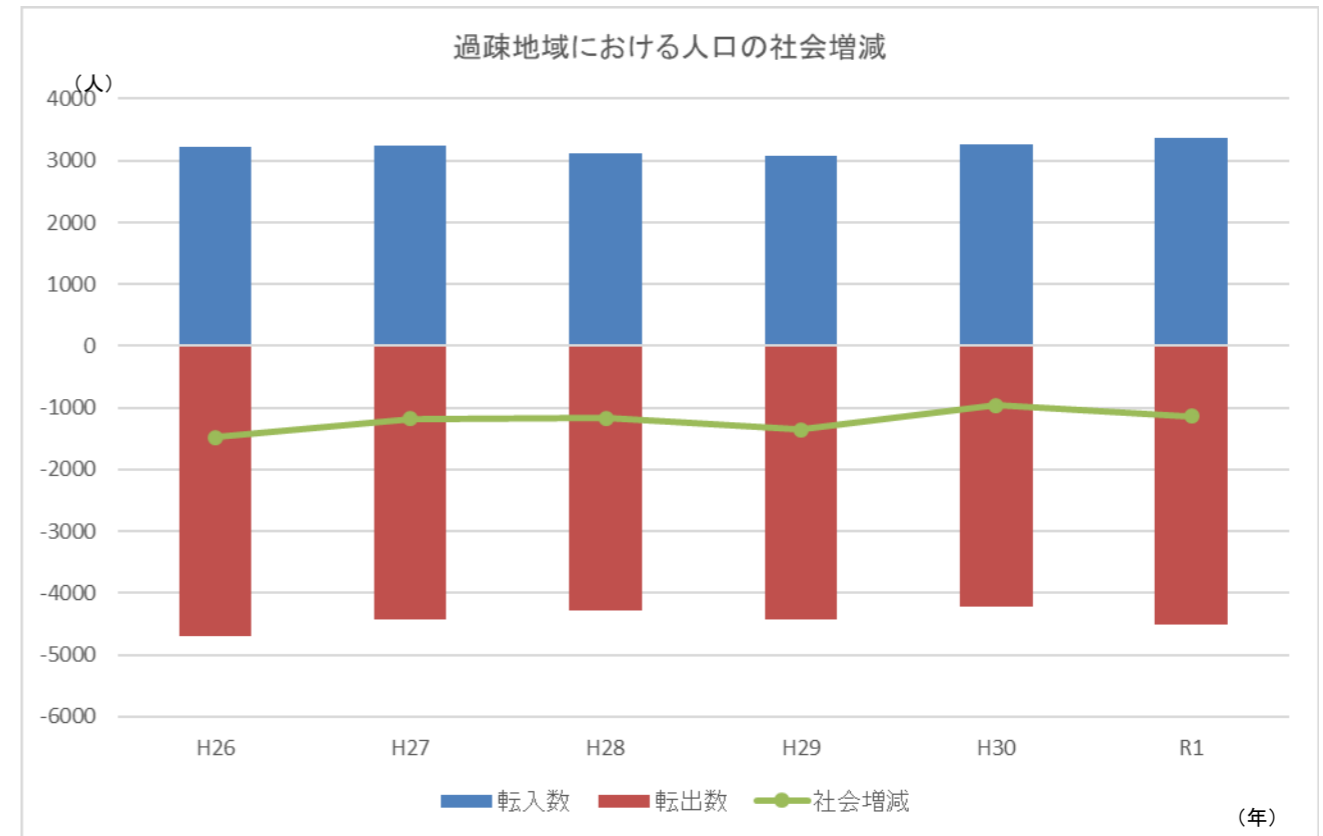
(サ)河川の状況

(シ)紀伊半島大水害による被災施設の復旧の状況

【旧】 過疎方針

(カ)人口の社会増減

社会増減は、転出数が転入数を年間1,000人以上、上回る状況が続いている。地域を維持するためには、転出者を減らし、転入者を増やす必要がある。全国的に、都市部から農山村地域への移住を希望する人も増えているが、実際に移住するにあたっては、仕事や住まいなどに不安を持つ人も多いことから、地域での暮らしがイメージできるような情報の提供、市町村や地域と一体となった対応が課題となっている。



(キ)産業・雇用の状況

(ク)医療・福祉の状況

(ケ)教育の状況

(コ)道路の状況

(サ)河川の状況

(シ)紀伊半島大水害による被災施設の復旧の状況

【新】 過 疎 方 針	【旧】 過 疎 方 針
<p>2 過疎地域持続的発展の基本的方向</p> <p>3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画との関連</p> <p>II 分野別取組方針</p> <p>1 移住・定住、地域間交流の促進及び人材育成</p> <p>2 産業の振興</p> <p>3 地域における情報化</p> <p>4 交通施設の整備及び交通手段の確保</p> <p>5 生活環境の整備</p> <p>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1)保健及び福祉の向上及び増進の方針 令和2年国勢調査によると、本県の過疎地域における高齢者(65才以上)比率は、42.3%、 県全体でも31.3%となっており、過疎地域のみならず、既に県全体が超高齢社会(高齢化比 率が21%以上)となっている。</p> <p>(省略)</p> <p>(2)高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策</p> <p>(3)児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策</p> <p>7 医療の確保</p> <p>8 教育の振興</p> <p>9 集落の整備</p> <p>10 地域文化の振興等</p> <p>11 再生可能エネルギー利用の推進</p>	<p>2 過疎地域持続的発展の基本的方向</p> <p>3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画との関連</p> <p>II 分野別取組方針</p> <p>1 移住・定住、地域間交流の促進及び人材育成</p> <p>2 産業の振興</p> <p>3 地域における情報化</p> <p>4 交通施設の整備及び交通手段の確保</p> <p>5 生活環境の整備</p> <p>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1)保健及び福祉の向上及び増進の方針 平成27年国勢調査によると、本県の過疎地域における高齢者(65才以上)比率は、36.9 %、県全体でも28.5%となっており、過疎地域のみならず、既に県全体が超高齢社会(高齢 化比率が21%以上)となっている。</p> <p>(省略)</p> <p>(2)高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策</p> <p>(3)児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策</p> <p>7 医療の確保</p> <p>8 教育の振興</p> <p>9 集落の整備</p> <p>10 地域文化の振興等</p> <p>11 再生可能エネルギー利用の推進</p>

